

こども・ほっとそうだん 通信 第1号



あけまして
おめでとう
ございます



はじめまして。「こども・ほっとそうだん」相談員の **せんが** と **さとう** です。

昨年6月に、朝霞市で「こども・ほっとそうだん」がはじまり、半年がすぎました。いつも、電話やミニレター、メールで、みんなのいろいろな声^{こゑ}を聴^きかせてくれてありがとう。みんなが勇気をもって自分の気持ちを伝えてくれて、とても尊敬^{そんけい}しています。みんなのひとつひとつの声を大切に受けとめ、自分らしく安心して楽しく暮^くらしていけるよう、いっしょに考えていきます。こまったこと、なやんでいること、どんなことでもいいので、たくさんの声を今年も聴^きかせてください。

ひみつを守って
みんなといっしょに
考えるよ。 **せんが**

今年はみんなと直せつ
あってお話^わきけると
いいな。 **さとう**



『こどもの権利』

を知っていますか？ ①

『こどもの権利』の権利とは、「当たり前、していいこと」の意味です。すべてのこどもは、生まれながらにして、一人ひとりかけがえのない存在として、大切にされる権利があります。

『子どもの権利条約』の言葉を聞いたことがありますか。国連総会という国同士の約束事を決める場で、全会一致で平成元年(1989年)に採択され、日本政府も、平成6年(1994年)にこの約束事への参加を決めました。『子どもの権利条約』では、こどもにとって、もっともよいことを第一に考えよう、と決めています。

この考え方で、いま、私たちの社会は『こどもの権利』を保障した【こどもまんなか社会】を目指しています。これから、『子どもの権利条約』で保障された『こどもの権利』について、シリーズでお伝えしていきます。

こども・ほっとそうだん

相談方法

電話

会って相談
(予約してね。)

手紙

相談
フォーム



相談フォーム

☎ 048-423-4120

専門の相談員は水曜日・金曜日

午前9時30分～午後4時30分 ※祝日、年末年始を除く

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分も電話できます。



©むさしのフロントあさか